

寒川町国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
～ 略 ～ 第20条の3を第20条の4とし、第20条の2の次に次の1条を加える。 (未就学児の被保険者均等割額の減額) <u>第20条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第16条又は第16条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額とする(第4項に掲げる場合を除く)。</u> 2 <u>第16条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第16条第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。</u> 3 <u>前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条又は第16条の5」とあるのは「第16条の6の6又は第16条の6の10」と、前項中「第16条」とあるのは「第16条の6の6」と読み替えるものとする。</u> 4 <u>当該年度において、第20条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第16条又は第16条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第20条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに</u>	～ 略 ～ 第20条の3を第20条の4とし、第20条の2の次に次の1条を加える。 (未就学児の被保険者均等割額の減額) <u>第20条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第16条又は第16条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第16条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)を控除して得た額とする(第4項に掲げる場合を除く)。</u> 2 <u>第16条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第16条第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。</u> 3 <u>前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条又は第16条の5」とあるのは「第16条の6の6又は第16条の6の10」と、「第16条第2項」とあるのは「第16条の6の6第2項」と、第2項中「第16条第3項」とあるのは「第16条の6の6第3項」と読み替えるものとする。</u> 4 <u>当該年度において、第20条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。</u>

掲げる割合を乗じて得た額（同条第2項において準用する第16条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額とする。

5 第16条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第16条第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条又は第16条の5」とあるのは「第16条の6の6又は第16条の6の10」と、「同条第2項」とあるのは「同条第3項」と、「第16条第2項」とあるのは「第16条の6の6第2項」と、前項中「第16条」とあるのは「第16条の6の6」と読み替えるものとする。

～略～

(1) 第16条又は第16条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第20条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（第16条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額

(2) 第1号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第16条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）

5 第16条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第16条第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条又は第16条の5」とあるのは「第16条の6の6又は第16条の6の10」と、「第16条第2項」とあるのは「第16条の6の6第2項」と、第5項中「第16条第3項」とあるのは「第16条の6の6第3項」と読み替えるものとする。

～略～

附 則

この条例は、公布の日から施行する。